

排出権取引 -- クリーン開発メカニズムの温暖化防止への寄与 (もっとやさしい開発経済学 第18回)

著者	中村 浩美
権利	Copyrights 日本貿易振興機構(ジェトロ)アジア経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
雑誌名	アジ研ワールド・トレンド
巻	164
ページ	32-33
発行年	2009-05
出版者	日本貿易振興機構アジア経済研究所
URL	http://hdl.handle.net/2344/00004760

もっとやさしい 開発経済学

連載 第18回

排出権取引——クリーン開発メカニズムの温暖化防止への寄与

中村浩美

排出権という言葉聞いたことがあるでしょうか。今月は、その排出権を産み出す仕組みの一つであるクリーン開発メカニズム (Clean Development Mechanism = CDM) の温室効果ガス排出削減への寄与とその課題についてお話しします。

●排出権とは？

現在、話題になっている排出権の大多数は、「温室効果ガス(主として二酸化炭素)排出許可証」を意味します。これは本来、法的な権利ではなく単なる許可の付与ですが、広く用いられているので、ここでも便宜的に排出権という言葉を使います。

さて、排出権には大きく分けて二つの種類があります。一つは温室効果ガス排出の節約によって生まれる排出権で、いま一つは排出削減プロジェクトによって創り出される排出権です。前者は、上限排出量(これは蓋を意味するCAPという名で知られています)が付与され、その枠内であれば課徴金が求められないという仕組みです。この「課徴金なしで排出することができるといふ性質が、この排出権を「権利」と呼ぶゆえんです。より具体的に、図1を用い

て説明しましょう。A国とB国に温室効果ガスの排出上限枠(CAP)が課されています。この時、CAPに比べて実際の排出量が、A国では少なく、B国では多かったとしましょう。この時、A国には排出枠の余剰があるため、その余剰分を排出権として他者に販売することができます。他方、B国は超過排出を回避するためA国から排出権を購入し、超過分の排出枠を獲得することができます。このようにして取引された排出枠が「節約によって生まれる排出権」で、CAPの割り当てが前提とされます。

他方、「排出削減プロジェクトによって創り出される排出権」は、CAPを必要とほしません。例えばCAPが課されていないC国に、温室効果ガスであるメタンを大量発生させるごみ処理場があります(図2を参照)。このごみ処理場にメタン回収設備を導入し、メタンの排出を抑えると、その抑制量が排出権として創出されます。前の例と同様に、排出量がCAPを超過しているB国は、このプロジェクトから創出される排出権を購入することにより、超過分の排出が可能となります。以上のような

メカニズムがCDMであり、温室効果ガス排出の数値目標(すなわちCAP)の無い途上国においても、排出削減を促す仕組みとして機能しています。

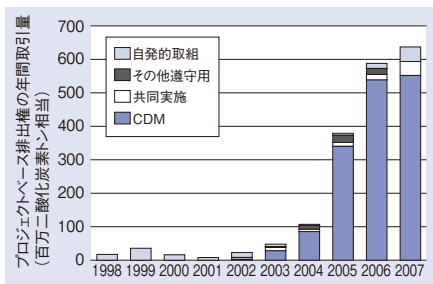
●CDMの具体例

私が働いている三井物産は、CDMプロジェクトの開発と排出権の販売に携わっています。商社は、海外における事業を古くから展開しています。これまでに培った経験とネットワーク、及び商社が持つ機能を生かしながら、プロジェクト事業者がCDMプロジェクトを実施するお手伝いをし、プロジェクトから生じる排出権を、需要者に届ける役割を果たしています。現在、排出権の需要者は、電力会社から一般の人々に至るまで、幅広く存在します。

●排出権取引の意義

では、CDMプロジェクトの規模や効果はどの程度なのでしょうか。図3が示す通り、排出削減プロジェクトから創出された排出権の取引量は年々増えています。世界銀行によると、CDMプロジェクトから創出された排出権は京都議定書が発効された

図3 プロジェクトベース排出権の年間取引量 (2012年までの排出権)



(出所) World Bank, State and Trends of the Carbon Market 2008.

図2

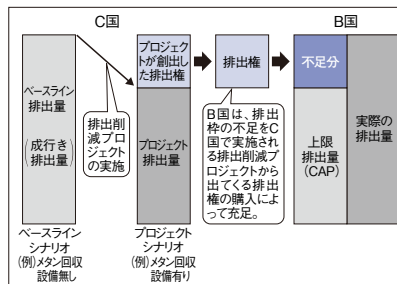
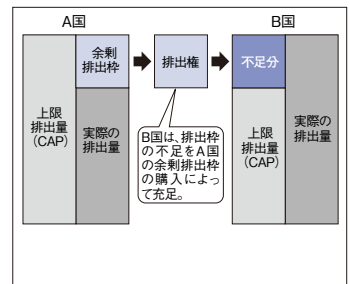


図1



二〇〇五年に急激に伸び、二〇〇七年には五億五〇〇〇トン、金額にして七四億ドル(約六七〇〇億円)に達しました。排出権は、プロジェクトが実施され、排出削減の事実が確認されてから発効されるので、実際の資金移転は数年後になります。そのころには先ほどのお金が途上国のプロジェクト事業者者に流れることとなります。

ここで、この七四億ドルという額の取引の意義を考えてみましょう。途上国開発という観点から重要なことは、排出権販売による外貨収入の増大を見込み、途上国において自発的に排出削減プロジェクトを実施する事業者が開始していることです。通常、排出量削減を可能にする設備建設には多額の初期投資が必要とされます。先ほどの例で言うと、メタン回収装置の設置には、高い費用がかかります。温室効果ガスの排出にCAPがかからない途上国では排出を削減する誘因がありません。そこで、何らかの促進政策が必要になります。

最初に登場した投資誘因は政府開発援助(ODA)に依存したもので、小規模に留まっていました。例えば、一九九一年に設立された地球環境ファシリティ(Global Environmental Facility = GEF)は、途上国の地球環境保全に対する取組を支援するために資金提供を行う仕組みで、世界銀行、国連開発計画(UNDP)、国連環境計画(UNEP)の三機関により共同運営されています。対象分野は、地球温暖化

防止、オゾン層保護、生物多様性、国際水域の四分野で、原則として無償資金を提供しています。現在、地球温暖化防止のために、年間二五億ドルの資金提供が行われていますが、これは二〇〇七年度にCDMによって創出された排出権総額の三%程度に過ぎません。GEFは排出削減プロジェクトへの資金提供以外の役割もあるので、このことがGEFの意義を失わせるわけではありませんが、GEFによって動員できる資金が、CDMと比べて小さいのは明らかです。

もちろん、ODAによる資金流入にはGEF以外を通じたものも多く、例えば二国間援助や国際機関による多国間援助を通じてプロジェクトという形でも、温室効果ガスの排出削減がなされています。しかし、途上国で必要とされる資金は排出削減だけではないので、これらの援助機関は、温室効果ガス排出削減だけに特化するわけにはいきません。

一方、二〇〇八年の洞爺湖サミットでの合意文書がうたう「二〇五〇年までに排出量を半減する」という目標を達成するには、四五兆ドルもの資金が必要とされています。これまでに多くの排出をしてきた先進国により大きな責任がある一方、先進国で排出削減を達成するための投資費用は莫大なものになると見られていること、今後排出量を急激に伸ばすのは経済力をつけつつも、同時に貧困問題をも抱える途上国

であることを考えると、途上国での排出量を抑えるための資金をどのように調達するかはとても大きな課題です。

CDMは各事業者の自発的な排出削減を促す枠組であるため、民間の資金が重要な役割を演じます。また課題が多い仕組みですが、途上国における排出削減プロジェクトの先進国からの資金調達を、ODAに依存せずに行う最初の実験としては成果を出してきていると思われま。

もちろん全てが順調に進んでいるのではなく、様々な課題があります。代表的な問題として第一に、実施される地域が偏っていることが挙げられます。というのは、CDMプロジェクトのほとんどが中国やインドなど、元々海外からの直接投資が多い数カ国に集中しているからです。第二に、制度の運用に関する問題が生じています。具体的には、CDMプロジェクトの実施には国連の承認が必要となりますが、そのスピード、解釈の適切性、環境保全との両立性などの問題が指摘されています。現在、全ての関係者がその解決に向けて知恵を絞っていますが、読者の皆様にも、この分野に参画いただき、温室効果ガス削減のために一緒に取り組んでいただければ幸いです。

● CDMの成果と課題

(なかむら ひろみ/三井物産環境事業部・アジア経済研究所開発スクール 一四期生)